福島民友新聞社への控訴審判決報告

8月20日、福岡高等裁判所にて、福島民友新聞社の報道でそこなわれたグリーンコープの名誉の救済をもとめる裁判の控訴審判決が出ました。控訴審判決も、第1審と同様に、2011年3月11日東日本大震災の発生直後からグリーンコープがおこなった被災地支援活動を認め、2017年9月から福島民友新聞社がおこなった「グリーンコープが東日本大震災復興応援企画で福島県外しをした」とする報道が違法な名誉毀損にあたる、と認めました。第1・2記事「復興応援なのに今年も福島県外し」と第8・9記事（社説）「誤解と偏見解かねばならぬ」が、グリーンコープの社会的信用を落とし、真実性も真実と信じる理由もなかったとするものです。ただし、第3・4・5記事「本県商品早期拡充なし」、第6・7記事「福島県生協が抗議」、第10記事「県知事の会見報道」はかならずしも社会的信用を落としていない、あるいは違法とまでは言えないとなりました。これらから、第1審で110万円とされた損害賠償額が88万円に変更されました。

この判決も、グリーンコープが2011年3月11日の東日本大震災直後からおこなってきた被災地支援活動を認め、そうした中での「人との出会いと繋がり」から復興応援企画がうまれると認めてくれました。本当にありがたいと思います。のこる6個の記事は名誉毀損にはあたらないとされましたが、根本である本件報道の名誉毀損が認められたのは揺るぎなく、私たちは8月25日のグリーンコープ連合会理事会で検討し、この判決への上告はおこなわないといたしました。

一方、福島民友新聞社はこの判決を不服として上告しました。今後、最高裁判所でその審理が行われる予定です。私たちは、これまで同様に、事実と証拠をもって審理に臨んでいこうとかんがえています。

そして、私たちはこれまでどおり、ひとりの母親、ひとりの女性、ひとりの人間としての組合員の願いにもとづくグリーンコープの活動をつづけ、同じ願いにもとづく被災地、福島への応援をつづけていきます。そして、福島の地の内外でがんばっていらっしゃる方々に、応援している人がいることが伝わっていけるようにします。

皆さんにこの紙面で「控訴審判決」の内容をご報告します。なお、以下の紙面も、ホームページの機関紙「共生の時代」ページにてご覧いただけます。あわせてご参照ください。

共生の時代号外

２０１７年１１月１３日発行	第３８３号	福島民友新聞社へ私たちの見解を送付
２０１８年　１月２２日発行	第３８６号	福島民友新聞社との受発信文書
２０１８年　５月１４日発行	第３９２号	４月２５日福島民友新聞社を提訴
２０２１年　２月２２日発行	第４３７号	福島民友新聞社との裁判の第一審判決報告

共生の時代
みどりの地球を
みどりのままで
号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒８１２－８５６１
福岡市博多区博多駅前一丁目５番１号
博多大博通ビルディング３階
ＴＥＬ０９２（４８１）７９２３
ＦＡＸ０９２（４８１）７８７６
https://www.greencoop.or.jp/

【私たちが訴えた福島民友新聞社の第1～第10記事（第1審と同じです）】

第1記事：
２０１７（平成29）年９月24日、「復興応援なのに今年も本県外し」という見出しを付した新聞記事

第2記事：
同日、「復興応援なのに…今年も福島県外し　グリーンコープ連合」という見出しを付したウェブ記事

第3記事：
同年９月28日、「本県商品早期拡充なし　グリーンコープ　復興企画方針で回答」という見出しを付した新聞記事

第4記事：
同日、「本県商品拡充予定なし　グリーンコープ　復興企画方針で回答」という見出しを付した新聞記事

第5記事：
同日、「福島県商品、早期拡充なし　グリーンコープ、復興企画方針で回答」という見出しを付したウェブ記事

第6記事：
同年９月29日、「グリーンコープに抗議　県生協」という見出しを付した新聞記事

第7記事：
同日、「グリーンコープに抗議　福島県生協、復興応援から福島県商品除外」という見出しを付したウェブ記事

第8記事：
同年９月30日、「復興応援企画　誤解と偏見解かねばならぬ」という見出しを付した社説新聞記事

第9記事：
同日、「復興応援企画／誤解と偏見解かねばならぬ」という見出しを付した社説ウェブ記事

第10記事：
10月３日、「グリーンコープ問題　県産品の魅力丁寧に発信」という見出しを付した新聞記事

【次の３点が争われる】

〈注〉第1審でもとめた謝罪広告は求めませんでした。

(1)

本件各記事における事実の摘示および社会的評価の低下の有無（争点1）

〈注〉福島民友新聞社の各記事がどのようなことを表現したか。それによってグリーンコープの名誉が毀損されたか（社会的評価が低下させられたか）が、証拠をとおして判断されていきます。

違法性阻却事由の有無（争点2）

〈注〉福島民友新聞社の各記事が正当とされる理由があったかどうかが証拠をとおして判断されていきます。阻却（そきゃく）は「うしなわせる」の意で、違法性がなくなるかどうかを判断する、といった意味です。

損害の発生およびその額（争点3）

〈注〉第1審の認定に若干補正がされたうえで、以下のとおり認定されました。

【高等裁判所が認定した事実】

東日本大震災の発生と東北5県事件にいたる経緯等

(2)

ア　グリーンコープは、東日本大震災の発生から間もない平成23年３月14日以降、大型トラックによる支援物資の搬送やカンパ（平成29年８月20日時点で３億２０７５万円余）等の支援活動を行なっていた。平成23（２０１１）年18号カタログから復興応援企画特集を開始し、同年冬ギフトカタログから、東北６県で製造された商品の利用を通して被災地の復興を応援する趣旨で、東北６県で製造された商品に応援マークをつける取組みをはじめ、さらに平成25年冬カタログからは「東日本大震災　復興応援商品」をまとめて掲載し、組合員が利用しやすくする取り組みを始めた。

イ　グリーンコープは、平成27年夏ギフトカタログと冬ギフトカタログの「東日本大震災復興応援商品」のページで、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県の５県を色分けした東日本の地図とともに、「５県で製造されている商品を利用することで、被災地の復興を応援しましょう。」と記載した。平成28年夏ギフトカタログでもほぼ同様の掲載をした。

ウ　平成28（２０１６）年夏ギフトカタログの配布後、グリーンコープに対して、その文言中の「東北５県」の表現等について、組合員や一般消費者など多方面から、「福島県は東北ではないのか」、本件原発事故の風評被害の助長につながる等の抗議が相次いだ。そこで、グリーンコープは、同年６月14日、「グリーンコープギフトカタログにおいて不適切な表現があったことをお詫びいたします」との題名で、上記カタログについて、「２０１５年夏ギフトより東日本大震災復興応援商品を案内する中で、『福島の商品が企画できていないのに福島を表記しておくのはよくないのではないか』とグリーンコープ連合で検討し、福島県をはずしています。」「福島県の商品だからといって排除したり、利用をしないということはありません。」「グリーンコープでは……福島県で商品を製造する方とつながりが少ないため商品を企画することもできず、商品を選択することもできていません。」等として経緯を説明するとともに、「東北５県」という記載部分は大変失礼で配慮のない表現であったと、謝罪文書を公表した。

(3)

東北５県事件後のグリーンコープのカタログ等

ア　グリーンコープは、平成28（２０１６）年冬ギフトカタログの東日本大震災復興応援企画において、福島県の商品である「お野菜ジャム詰合せ」および「若桃の甘露煮詰合せ」の掲載をはじめ、「福島県」と産地が明示された応援マークを付した。また、同年35号（11月配布）カタログの東日本大震災復興応援企画において「福島県福島市」のＮＰＯ法人が生産することを明示し、応援マークを付した商品「ひまわり油　みんなの手」を掲載した。また、これらは平成29（２０１７）年夏ギフトカタログおよび冬ギフトカタログの東日本大震災復興応援企画、同年35号および平成30（２０１８）年49号カタログの東日本大震災復興応援企画にも同様に掲載された。その間、平成29（２０１７）年７月頃、本件22号カタログを組合員に対して配布した。

イ　福島民友新聞社は、平成28年６月15日、本件新聞において、「グリーンコープが謝罪文震災復興特集で本県除外」という見出しで、本件謝罪文書内容につき、「同連合は、本県を除外したことについて、『福島県の商品だからと排除したわけではない』として風評被害の影響は否定。通常のカタログでは本県で製造された化粧品２品と本県産コシヒカリの販売も行っているとして、ＨＰ上などに掲載しているウェブ版のギフトカタログについては今後、『東北５県』の表現などを修正することも明らかにした。」等と報じる記事を掲載した。

ウ　福島民友新聞社は、平成28年６月16日、サイトにおいて「【復興の道標・５年の歴史－４】顧客減少、風評だけか　福島県外し『東北５県』」という見出しで、「復興応援をうたいながら、差別の助長につながりかねない事態も起きている」とした上で本件謝罪文書の内容等を報じる記事を掲載した。

エ　福島民友新聞社は、本件新聞及びサイトにおいて、平成29（２０１７）年３月14日、「復興の道標・不条理との闘い」と題する連載として、「怒り、悔しさは一緒」という見出しで、東北５県事件後に福島県職員がグリーンコープに対して福島県の業者紹介を申し出る等、福島県が風評被害を払拭するために情報発信を工夫している旨を報じる記事を掲載した。

東北５県事件に関する福島民友新聞社の報道

ア　平成28（２０１６）年６月14日、本件新聞にて、「東北復興応援……本県なし　西日本グリーンコープ　ギフトの対象外」という見出しで、「グリーンコープ連合が製作した夏ギフトカタログの東日本大震災復興応援企画で、東北６県のうち本県のみが除外されて『東北５県』として掲載されていることが13日、分かった。」等と報じる記事を掲載した。

イ　福島民友新聞社は、平成28年６月15日、本件新聞において、「グリーンコープが謝罪文震災復興特集で本県除外」という見出しで、本件謝罪文書内容につき、「同連合は、本県を除外したことについて、『福島県の商品だからと排除したわけではない』として風評被害の影響は否定。通常のカタログでは本県で製造された化粧品２品と本県産コシヒカリの販売も行っているとして、ＨＰ上などに掲載しているウェブ版のギフトカタログについては今後、『東北５県』の表現などを修正することも明らかにした。」等と報じる記事を掲載した。

ウ　福島民友新聞社は、平成28年６月16日、サイトにおいて「【復興の道標・５年の歴史－４】顧客減少、風評だけか　福島県外し『東北５県』」という見出しで、「復興応援をうたいながら、差別の助長につながりかねない事態も起きている」とした上で本件謝罪文書の内容等を報じる記事を掲載した。

エ　福島民友新聞社は、本件新聞及びサイトにおいて、平成29（２０１７）年３月14日、「復興の道標・不条理との闘い」と題する連載として、「怒り、悔しさは一緒」という見出しで、東北５県事件後に福島県職員がグリーンコープに対して福島県の業者紹介を申し出る等、福島県が風評被害を払拭するために情報発信を工夫している旨を報じる記事を掲載した。

(4)

ア　グリーンコープは、平成28（２０１６）年冬ギフトカタログの東日本大震災復興応援企画において、福島県の商品である「お野菜ジャム詰合せ」および「若桃の甘露煮詰合せ」の掲載をはじめ、「福島県」と産地が明示された応援マークを付した。また、同年35号（11月配布）カタログの東日本大震災復興応援企画において「福島県福島市」のＮＰＯ法人が生産することを明示し、応援マークを付した商品「ひまわり油　みんなの手」を掲載した。また、これらは平成29（２０１７）年夏ギフトカタログおよび冬ギフトカタログの東日本大震災復興応援企画、同年35号および平成30（２０１８）年49号カタログの東日本大震災復興応援企画にも同様に掲載された。その間、平成29（２０１７）年７月頃、本件22号カタログを組合員に対して配布した。

イ　福島民友新聞社の本件第1～第10記事掲載時におけるグリーンコープホームページの掲載内容

福島民友新聞社の本件第1～第10記事が掲載された平成29（２０１７）年９月から10月当時、グリーンコープのホームページでは、トップページの「災害支援（震災・水害等）」ボタンから複数回にわたりリンクを辿ること

により、行なっている東日本大震災に対する支援活動一覧が表示するページにいたり、同ページの「２０１７．８．７　復興商品を利用して、生産者・メーカーを応援しましょう。コチラから、または、右上の『復興応援商品』からご覧ください。」の「コチラ」部分または同ページ右上の「復興応援商品　利用して応援しよう」ボタンをクリックすることで、本件カタログＰＤＦの東日本大震災復興応援企画部分を閲覧することができた。

また、グリーンコープのホームページにおいては、その活動等に関する記事を掲載する「グリーンコープからのお知らせ」欄が設けられており、商品カタログを含む過去の記事を閲覧することができた。このうち平成29年６月５日付け「『２０１７　夏のおくりもの』カタログをお届けしています！」と題する記事からは、平成29（２０１７）年夏ギフトカタログを閲覧することができ、上記アのとおり、同カタログには東日本大震災復興応援企画として福島県産の商品である「お野菜ジャム詰合せ」および「若桃の甘露煮詰合せ」が掲載されていた。

これらのほかにも、グリーンコープのホームページにおいては、グリーンコープが行なった寄付等の東日本大震災復興支援活動や東日本大震災復興応援企画として取り扱った福島県産の商品の販売実績等を閲覧することができた。

(4)　福島民友新聞社による本件各記事に関する取材等

ア　平成29（２０１７）年９月21日のやり取り

上記イの本件カタログＰＤＦを閲覧した福島民友新聞社の記者は、グリーンコープ代表理事（専務）としてカタログ作成等業務全般を統括する西村専務に対して電話で取材を行なった。

西村専務は、①記者が本件カタログの東日本大震災復興応援企画に福島県の商品がない理由を尋ねたのに対し、掲載していない理由および経緯について近日中に文書で正式に回答すると述べ、②記者が22日までの回答を要望したのに対し、正式に文書で回答するので同日までという約束はできないと回答するとともに、③記者が福島を貶めるために行なっているのかと尋ねたのに対し、そのような意図は一切なく、ホームページの本件カタログ以外の東日本大震災支援活動も見るよう要望した。

平成29年９月22日のやり取り

記者は、グリーンコープ職員に対し、同日中に上の回答を得られるか尋ねた。

同職員から伝言を受けた西村専務は、同日中に、記者に電話をかけ、同月27日の理事会で確認した後で正式に文書で回答するため、同日中に回答することはできない旨を回答したところ、記者は同月23日までに回答がないと記事になってしまう可能性があると述べた。

イ　本件第１および第２記事の掲載

記者は、上記アおよびイの取材結果や東北５県事件の経緯等を基に原稿を執筆し、福島県に対する取材結果を併せ、平成29年９月24日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第１記事を掲載するとともに、同内容の本件第２記事を福島民友新聞社のサイトにて配信した。

ウ　平成29年９月28日のやりとり

(ア)　グリーンコープは、福島民友新聞社に対し、平成29年９月27日、前記ア記載の記者の質問に対する回答を送付した。

回答においては、①グリーンコープが扱っている商品（食品）は圧倒的に九州産が多く（それ以東の地域の産物はとても少ない。）、取り扱っている福島県産の商品は、東日本大震災以前は化粧品２品目と「産地指定米こしひかり」であり、大震災以降は「若桃の甘露煮」（年２回、本件カタログには記載なし）、「にんじんを使ったトロッと煮詰めた甘さ控えめお野菜ジャム」（年２回、本件カタログには記載なし）、「ひまわり油　みんなの手」（年１回、本件カタログに掲載なし）となっていること、③グリーンコープは商品の生産者と組合員の「つながり」がない食品を開発・配置する考えはなく、一般の物品販売業者のように福島県産の商品を商材として取り揃えて販売するために福島県に商材を探してもらうような考えもないこと、④東日本大震災復興応援の取組みについて、詳細はグリーンコープのホームページを見てほしいことなどが記載されていた。

(イ)　回答を受領した記者および論説委員は、西村専務に対し、平成29年９月28日、電話による取材を行ったが、記者は、それまで、本件カタログが同年度中の22号として22週目に配布されたカタログであることを理解していなかった。

〈注〉記者からの電話は９月27日夜、論説委員からの電話は９月28日です。

西村専務は、グリーンコープにおいては、すべての商品を毎回掲載できないので年間計画を立てており、回答に記載された福島県産の商品についてはこれまでにもカタログに掲載しており、今年これから配布するカタログにも全商品を掲載する予定である旨を述べた。また、記者が、人とのつながりの中で商品を扱うという部分は変わらないかと尋ねたのに対しては、回答に記載したとおりであり、グリーンコープの活動状況についてはぜひホームページを見てほしいと述べた。

エ　本件第３ないし第５記事の掲載

福島民友新聞社は、上記エの取材等を踏まえ、平成29年９月28日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第３記事および第４記事を掲載し、同内容の第５記事を福島民友新聞社のサイトにて配信した。

オ　福島生協による抗議

〈注〉福島生協の正式名称は、福島県生活協同組合連合会です。

福島生協は、グリーンコープに対し、平成29年９月28日、①グリーンコープのホームページに掲載している東日本大震災復興応援企画において福島県産の商品が一切掲載されていないことに関して、インターネットや本件新聞に大きく掲載され、もはや福島生協としても看過するわけにはいかなくなった、②この件に関して、グリーンコープから経緯の説明や謝罪すらなく、たいへん遺憾である旨を記載した同月27日付けの「貴連合『東日本大震災復興応援企画』に関する抗議」を送付した。

これに対し、グリーンコープが福島生協に対し、同年12月27日、グリーンコープが平成28年から平成29年にいたる「東日本大震災復興応援企画」のなかで福島県産の商品を取り扱っており、ホームページにも掲載していることを知っているか等として照会をかけたところ、福島生協は、グリーンコープが送付した反論冊子（後記(5)参照）を踏まえ、平成30（２０１８）年１月10日、平成28年夏以降のグリーンコープの取組み等について確認してグリーンコープの見解について十分理解するにいたり、上記抗議文を発送したことについては、もともとグリーンコープに対し説明を求める趣旨であり、「抗議文」という表現が適切ではなかったと反省しているところであるが、本件新聞に２年連続で大きく取り上げられたことで感情的になり、グリーンコープに直接確認しないまま抗議文を発送したことについて深く反省しているとして謝罪した。

キ　本件第６記事および第７記事の掲載

福島民友新聞社は、上記カの福島生協による抗議に関する情報をもとに、平成29年９月29日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第６記事を掲載し、同内容の本件第７記事を福島民友新聞社のサイトで配信した。

ク　本件第８記事および第９記事の掲載

福島民友新聞社は、それまでの取材をもとに、平成29年９月30日付けの本件新聞朝刊４面に社説である本件第８記事を掲載し、同内容の本件第９記事を福島民友新聞社のサイトで配信した。

ケ　県知事による定例記者会見

県知事は、平成29年10月２日、県知事定例記者会見を開催した。県知事は、会見において、福島民友新聞社の記者が、グリーンコープの被災地支援で平成28年に続き、２年連続でまた福島県が外される事態となったことについて、県知事の考えを聞かせてほしい等と質問したのに対し、そうした報道は確認しており、福島県としては同県産の商品の安全性や魅力を丁寧に発信していくこと、販路の開拓、拡大に向けてしっかり取組んでいくこと

が大切な使命であり、また、残念ながら国内外に風評の問題があるという現実を頭に置きながら、風評払拭にできる限りの様々な施策で対応していくと述べた。

コ　本件第10記事の掲載

福島民友新聞社は、上記ケの記者会見を踏まえ、平成29年10月3日付けの本件新聞朝刊に本件第10記事を掲載した。

(5)　グリーンコープによる反論冊子の送付

グリーンコープは、福島民友新聞社に対し、平成29年10月25日頃、本件各記事についての抗議文を送付した。同抗議文には、福島民友新聞社の事実無根の悪宣伝の結果、グリーンコープに対する謂れのない怒りと憎悪がうみだされており、新聞の乱用は許されない旨のグリーンコープの意見のほか、グリーンコープの東日本大震災復興支援活動実績、福島県産の商品の取扱実績や本件各記事への反論等が記載されていた。

また、グリーンコープは、日本全国の生活協同組合、一般社団法人日本新聞協会およびその会員各社ならびにグリーンコープ取引先等の合計2848か所に対し、同年11月から12月にかけて、「報道は『正確かつ公正』でなければならないものです。ところが、福島民友新聞社は私たちの説明に一切耳をふさぎ、事実を歪曲し、『グリーンコープは福島県の商品をカタログから除外した』などという事実無根の誹謗・中傷を私たちに浴びせています。新聞の『社会の公器』としての性格を考慮すれば、本当に許されないことです。」等の記載に加え、上記福島民友新聞社に対する抗議文を添付した冊子を送付した。

(2)

〈注〉この箇所を説明します。ここにある「総論」は、記事が名誉毀損にあたるかどうかを判断するものさしです。「事実の摘示」とあります。ここでいう「事実」は真実という意味ではなく、ある「事がらを取り上げて述べる」という意味です。そして、誰であれ、報道機関ももちろん、「事実の摘示」＝「表現」ができます。福島民友新聞社ももちろん、そうです。その表現で対象とされた者、今回のことでいえばグリーンコープが、その表現によって社会的評価を低下させられたかどうかは、ふつうの人がもっている注意と読み方によって判断しよう、といっています。

これが前述した「争点1（本件各記事における事実の摘示および社会的評価の低下の有無）」を判断するものさしとなります。

本件記事①及び同②について

〈注〉第1審ではグリーンコープが原告、福島民友新聞社が被告でした。控訴審では福島民友新聞社が控訴人、グリーンコープが被控訴人となります。以下、そのようにお読みください。

ア　本件記事①及び同②は、本件原発事故による福島県あるいは福島県産の商品に対する風評の問題が生じていた状況(認定事実(2)(4)ケ、乙1から3まで、弁論の全趣旨）の下においてされた報道である。

イ　前提事実(3)ア及びイ並びに原判決別紙3－1及び3－2によれば、本件記事①は「復興応援なのに今年も本県外し」との見出しの記事であり、本件記事②は「復興応援なのに…今年も福島県外し　グリーンコープ連合」との見出しの記事であって、いずれも(ア)被控訴人が被控訴人サイトに掲載している東日本大震災復興応援企画に、被災3県のうち福島県の商品のみが掲載されていないことが分かったと報じており、(イ)「『被災地でがんばっている生産者・メーカーを応援しましょう』と銘打ち、同連合が取り扱う宮城、岩手両県の事業者の商品を紹介しているが本県（福島県）の商品は一切掲載されておらず、インターネット上などでは本県（福島県）の除外について「批判を聞く気がないのではないか」などの声が上がっている。」と記載し、(ウ)前年の東北5県事件において、本件原発事故の風評被害の助長につながるとの抗議が相次ぎ、被控訴人が謝罪したことにも触れ、(エ)さらに、「『食材紹介』県提案も…との小見出しを付した上で、前年の「東北5県」の震災復興特集が組まれた際、福島県の県産品振興戦略課が、被控訴人に対し、福島県には素晴らしい食材がたくさんあり、業者とのつながりが少ないのであればいつでも紹介すると提案していたが、被控訴人からの連絡は一度もないとして、同課が、「前回の特集に続いて復興応援企画に福島県産品がないのは残念。その意図は不明だが、引き続き県産品を取扱いただけるよう提案していきたい」としていると記事を結んでいる。

ウ　上記イのとおり、本件記事①及び同②は、「復興応援なのに」「今年も」との語句を付した上で、被控訴人が本件カタログの東日本大震災復興応援企画において福島県産品を取り扱わなかったことを「本県外し」又は「福島県外し」と表現している。そして、上記イ(ア)から(エ)までの記事内容からは、一般の読者は、福島県は東日本大震災の被災3県の1つであり、被災地の生産者等を応援するのであれば、福島県の生産者等の応援として同県産品を取り扱うのが自然であり、かつ、被控訴人が、前年の東北5県事件において批判を受けて謝罪し、福島県の県産品振興戦略課から福島県の業者を紹介するとの提案を受けたにも関わらず、平成29年においても東日本大震災復興応援企画において福島県産品を取り扱わず、被控訴人のかかる行為は、インターネット上において「批判を聞く気がないのではないか」と書かれるような行為、すなわち批判されるべき行為であるとの印象を受けるということができる。

エ　以上のアからウまでの事情によれば、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事①及び同②は、被控訴人が、本件原発事故による福島県産品に対する「風評」と同様の認識、すなわち放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、その懸念に基づいて、平成28年に続き、平成29年においても、東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に外したとの事実を摘示しているとと認められる。

そして、本件記事①及び同②が、一般の読者の普通の注意と読み方によれば上記事実を摘示していると認められることからすれば、これらの記事は被控訴人の社会的評価を低下させたと認められる。

〈注〉波線部のように認定されています。以下の波線部もそのようにお読みください。

オ　控訴人は、(ア)本件記事①及び同②では、「本県外し」及び「本県を除外する形」という語句を用いており、「排除」の語を用いておらず、「排除」は「押しのけて、そこからすっかりなくす」の意味であるのに対し、「除外」は「あるものの中に入れない」ことだけを意味するにすぎないのであって、「本県外し」や「本県を除外する」との表現は、作為的な排除を示す文言ではなく、被控訴人が意図的に福島県産の商品を除いたことを意味しないこと（控訴理由(1)、(イ)本件記事①及び同②は、被控訴人の東日本大震災復興応援企画に福島県産の商品だけが入らなかったことが、被控訴人のどのような意図に基づいているのかについては何ら触れるところがなく、これらの記事が掲載されたのは、被控訴人の主観にわたる事柄を報じることもできないこと（控訴理

【高等裁判所が示した認定】

1．認定事実（前述のとおりです）

2．争点1：本件各記事における事実の摘示の内容及び社会的評価の低下の有無について

(1)　総論

新聞等への記事の掲載が他人の社会的評価を低下させるものとして名誉毀損行為に該当するか否かは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、その意味内容を解釈して判断すべきである（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。そして、新聞等に掲載された記事を読む一般の読者は、当該記事のうち名誉毀損の成否が問題となっている記載部分のみを取り出して読むのではないから、当該記事がいかなる事実の摘示を含むか、その事実の摘示によって他人の社会的評価が低下するか否かについては、当該記載部分の内容のみから判断するのではなく、当該記載部分の記事の全体における位置付けや、その前後の文脈等も考慮して判断する必要がある。

由(2)から、本件記事①及び同②は、被控訴人が意図的に福島県産品を除外したとの被控訴人の意図については報じておらず、本件カタログの東日本大震災復興応援企画に福島県産の商品が掲載されなかった事実を摘示したにとどまると主張する。

しかし、前記ウのとおり、本件記事①及び同②は、「本県外し」の語句の前に「復興応援なのに」「今年も」との表現を付しており、前年に東北5県事件があったにもかかわらず被控訴人が平成29年も東日本大震災復興応援企画に福島県産品を掲載しなかったこと、福島県の業者を紹介するとの県産品振興戦略課の提案を受け入れず、連絡もしなかったことにも触れているのであって、このような本件記事①及び同②の用いた表現や、記事の中で言及している内容を総合すると、「外し」や「除外」の表現が必ずしも常に作為的な排除を意味するものではないとしても、本件記事①及び同②を全体として読んだ場合に、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被控訴人が意図的に福島県産の商品を除いたとの事実を摘示していると認められる。本件記事①及び同②が、控訴人の取材に対する被控訴人の回答がされる前に掲載された記事であることは、上記結論を左右しない。控訴人の主張は採用することができない。

カ　控訴人は、本件記事①及び同②では、福島県産の商品を除外した東日本大震災復興応援企画が掲載されたチラシが発行された時期や回数に触れていないから、これらの記事を読んだ一般の読者は、福島県産の商品が掲載されていない東日本大震災復興応援企画は、今年発行された被控訴人のチラシの全てに掲載されているとか、今年でたチラシに掲載されている東日本大震災復興応援企画の全てにおいて福島県産の商品が掲載されていないと誤解することはないと主張する（控訴理由(3)）。

しかし、本件記事①及び同②を読んだ一般の読者が、控訴人の主張する内容の誤解をすることはないとしても、被控訴人が、平成28年に東北5県事件によって批判を受けながら、平成29年にも、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有しており、この懸念に基づき、あるカタログの東日本大震災復興応援企画において意図的に福島県産の商品を除外したとの事実が摘示されていると認識するといえ、これによって被控訴人の社会的評価は低下したと認められる。したがって、一般の読者が控訴人の主張する内容の誤解をすることはないとしても、そのことによって、本件記事①及び同②によって被控訴人の社会的評価が低下したとの結論は左右されない。

〈注〉以上のとおり、第1・第2記事は「グリーンコープが東日本大震災復興応援企画から意図的に福島県を外した」と読めて、それはグリーンコープの社会的評価を落とした、と認定しています。

本件記事③、同④及び同⑤について

前提事実(3)ウからオまで及び原判決別紙3－3から3－5までによれば、本件記事③、同④及び同⑤は、「本県商品早期拡充なし　グリーンコープ　復興企画方針で回答」等の見出しで、被控訴人が「ホームページ上に本県商品を除外した東日本大震災の復興応援企画を掲載していた問題」について、被控訴人が控訴人の取材に対し、「これまでつながりのない商品を開発、配置することをしてきておらず、今後もつながりのない商品とはしないとの意向を有していることが、社会的に非難されるべきものとは解されない。同様に、上記(ア)から(エ)までに記載された被控訴人の意向や考え方についても、これらが社会的に非難されるべきものとは解されない。

そうすると、本件記事③、同④及び同⑤によって、被控訴人の社会的評価が低下したとは認められない。

被控訴人は、本件記事③、同④及び同⑤は、見出しに「本県商品早期拡充なし」などと否定的な記載がされ、本文において「本県商品が除外されていた今回の復興応援企画では」との表現が用いられており、被控訴人が差別、偏見により福島県産の商品を掲載しなかった事実を記載したと主張する。しかし、本件記事③、同④及び同⑤は、本文において、福島県産の商品を早期に拡充する予定がない理由に関する被控訴人の説明を記載しており、前記のとおりその説明内容が社会的に非難されるべきものとは解されないから、「本県商品早期拡充なし」「本県商品拡充予定なし」との見出しが用いられていることをもって、被控訴人の社会的評価を低下させたとは認められない。また、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事③、同④及び同⑤において「本県商品を除外した」「本県商品が除外されていた」との表現が用いられていることをもって、これらの記事が、被控訴人は差別、偏見により福島県産の商品を掲載しなかったとの事実を摘示していると認めることはできない。被控訴人(4)の主張は採用することができない。

〈注〉以上、「第3～第5記事は、私たちの回答をもらいながら、第1・第2記事を訂正せず、本来社会的に非難されるべきではない『つながりのある商品を開発する』ことを非難する記事である」との私たちの主張でしたが、高裁は「『つながりのある商品を開発する』との考えはなんら非難されるものではないので、グリーンコープがそのような考えを持っているということを載せているこの記事はグリーンコープの社会的評価を落としてはいない」との認定でした。判決結論は心残りですが、「つながりのある商品を開発する」という考えは社会的に非難されるべきものではない、と高裁判決が明記したことはとても意義があります。

本件記事⑥及び⑦について

前提事実(3)カ及びキ並びに原判決別紙3－6及び3－7によれば、本件記事⑥及び同⑦は、「グリーンコープに抗議　県生協」等の見出しで、被控訴人が「ホームページ上に本県商品を除外した東日本大震災復興応援企画を掲載していた問題」について、福島生協が被控訴人に対して抗議文を送付したことを報じ、抗議文の内容を要約して掲載していると認められる。

被控訴人は、本件記事⑥及び同⑦は、被控訴人が、福島県産の放射性物質による汚染を懸念して、意図的に福島県産の商品を東日本大震災復興応援企画から外したとの事実を摘示しており、これにより被控訴人の社会的評価が低下したと主張する。しかし、本件記事⑥及び同⑦は、福島生協が被控訴人に対し抗議文を送付した事実を報じるものであって、掲載された抗議文の内容も、被控訴人の方針が福島県内や全国の生活協同組合の姿勢と捉えられ、批判を受ける可能性を指摘し、被控訴人による経緯に関する説明や謝罪もないことについて福島生協が遺憾なことと感じており、速やかに誠意をもった対応をするよう被控訴人に求めたというものであり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事⑥及び同⑦により、被控訴人が福島県産品の放射性物質による汚染を懸念して意図的に福島県産の商品を東日本大震災復興応援企画から外したとの事実を摘示しているとは認められない。また、「本県商品を除外した」

との表現が用いられることをもって、本件記事⑥及び同⑦が上記事実を摘示していると認めることもできない。したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

しかし、本件記事⑥及び同⑦は、その記事内容からすれば、被控訴人が、福島生協から抗議文の送付を受けるような行為に及んだとの印象を一般の読者に与えるといえ、この意味で被控訴人の社会的評価を低下させたと認められる。

〈注〉以上、第6・第7記事は、たしかにグリーンコープの社会的評価を落とすが、グリーンコープが訴えた趣旨には合致しないと認定しました。なお、判決文中の「福島生協」は、正しくは「福島県生協連合会」です。そして、同連合会は、その後のやり取りで、福島民友新聞の報道から抗議を送ったが、事実を確かめるべきであったと、誠実に、私たちに謝罪をしてくれました。

(5)

本件記事⑧及び同⑨について

ア　前提事実⑶ク及びケ並びに原判決別紙3－8及び3－9によれば、本件記事⑧及び同⑨は、「復興応援企画　誤解と偏見解かねばならぬ」等の見出しで、被控訴人が展開する東日本大震災復興応援企画で被災3県のうち福島県の商品が除外されていることが分かったと述べている。また本件記事⑧及び同⑨は、㋐東北5県事件において、風評被害を助長しかねないとの抗議が相次ぎ、被控訴人が謝罪した経緯があることに言及し、㋑応援は善意の意思に基づく自発的なものであり、福島県を応援するかどうかについてとやかく言うつもりはないと述べつつ、除外の背景に本件原発事故に伴う県産品への誤解と偏見があるとすれば遺憾であり、その認識は正してもらう必要があると述べ、㋒福島県が農林水産物の放射性物質検査を実施しており、市場には国の基準を下回ったものだけが流通していて、コメは全量全袋検査を行っており、ほぼ全てが放射性物質を検出できない「検出限界値未満」であったこと、被控訴人は放射性物質について独自基準を設けて検査、公表しているが、福島県は、同県で使っている機器の検出限界値でも国の基準値に比べて十分に低いとしていることを記載し、㋓福島県が放射性物質検査を行っていることを知らない人の割合が県外で増加傾向にあり、このままでは知らない人が増え続け、県産品に対する誤った認識が定着する可能性があり、対策は急がなければならず、県は、国とともにメディアなどによる情報発信の強化はもちろん、現地に赴いての県産品フェアの開催、理解促進活動などありとあらゆる対策を講じるべきだとの意見を述べていると認められる。

イ　上記アのとおり、本件記事⑧及び同⑨は、「誤解と偏見解かねばならぬ」との見出しを用いて、被控訴人が東日本大震災復興応援企画から福島県の商品を除外したと述べた上、福島県が農林水産物の放射性物質検査を実施しているものの、そのことを知らない人が増えており、県産品に対する誤った認識が定着する可能性があると述べていて、東北5県問題にも言及しており、これらの内容からすれば、一般の読者の注意と読み方を基準とすれば、上記各記事は、被控訴人が福島県産品に対し、放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この誤解と偏見に基づき、意図的に福島県産の商品を除いたとの事実を摘示していると認められる。

〈注〉先ほどの注でも説明したとおり、ここでいう「事実」は真実という意味ではなく、ある「事がらを取り上げて述べる」という意味です。高裁判決は、私たちの主張のとおりの認定をしてくれました。

そして、本件記事⑧及び同⑨が、一般の読者の普通の注意と読み方によれば上記事実を摘示したものと認められることからすれば、これらの記事は被控訴人の社会的評価を低下させたと認められる。

ウ　控訴人は、本件記事⑧及び同⑨につき、これらの記事の本文において、「除外の背景に東京電力福島第1原発事故に伴う県産品への誤解と偏見があるとすれば」として仮定の表現を用いていることからも分かるとおり、被控訴人に誤解と偏見があると断言したものではないと主張する。

しかし、本文中では「誤解と偏見があるとすれば」と仮定の表現を用いているとしても、見出しでは「誤解と偏見解かねばならぬ」として、仮定の表現を用いておらず、被控訴人が誤解と偏見を有しているとの印象を一般の読者に与えるといえる。被控訴人の主張は採用することができない。

〈注〉この「被」は高裁判決の書き間違いで、「控訴人の主張」が正しいと思われます。

(6)

本件記事⑩について

前提事実⑶コ及び原判決別紙3－10によれば、本件記事⑩は、「県産品の魅力　丁寧に発信　グリーンコープ問題」の見出しで、被控訴人が「ホームページ上に本県商品を除外した東日本大震災の復興応援企画を掲載していた問題」について、県知事がその定例記者会見において、「引き続き県産品の安全性や魅力を丁寧に発信していく」、「国内外全体に風評の問題がある。そうした事実を頭に置きながら、できる限り風評払拭の対策に取り組んでいくことが重要」などと述べたことを報じた記事であると認められる。

上記のとおり、本件記事⑩には、被控訴人が「本県商品を除外した」との表現が用いられている。しかし、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、上記表現のみをもって、被控訴人が、福島県産品の放射性物質による汚染を懸念して、意図的に福島県産の商品を東日本大震災復興応援企画から外したとの事実を摘示していると認められないことは、本件記事③から同⑦までと同様である。

そして、「本県商品を除外した」との表現と、県知事の発言内容、その他本件記事⑩で用いられている表現や、同記事で言及されている内容を総合しても、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事⑩が上記事実を摘示しているとは認められない。

その余の点を含め、本件記事⑩によって、被控訴人の社会的評価が低下したとは認められない。

〈注〉第10記事は、グリーンコープの請求の趣旨に照らして、社会的評価を落としているものではないと認定されています。

3．争点2：違法性阻却事由の有無について

〈注〉ここからは、グリーンコープの社会的評価を落とした第1・第2記事と、第6・第7記事、第8・第9記事について、それらが公益目的の記事なのか、それらが真実なのか（真実ならば違法とはなりません）、記者が真実であると信じる理由があったか（そのような理由があれば真実でなくとも違法とはなりません）についての高裁の判断です。

(1)

事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときは、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信じるにつき相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1188頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・民集140号177頁参照）。

そこで、本件記事①及び同②、同⑥及び同⑦並びに同⑧及び同⑨について、これらの報道が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図る目的にあったと認められるか否か、及び、摘示された事実の重要な部分が真実であることの証明がされているか、又は控訴人において上記事実の重要な部分を真実と信じるにつき相当の理由があると認められるか否かを検討する。

(2)

本件記事①及び同②、同⑥及び同⑦並びに同⑧及び同⑨は、本件原発事故による福島県あるいは福島県産の商品に対する風評の問題が存在する状況（前記2⑵ア）の下で、被控訴人が東日本大震災復興応援企画において福島県産品を取り扱わなかったことについて、福島県内で日刊新聞を発行する報道機関である控訴人が報道したものであり、上記各記事による報道は公共の利害に関する事実に係るものであると認められ

る〉。

また、上記の事情に加え、控訴人が、本件各記事の前にも幅広く福島県や福島県産の風評被害の問題を報道してきたこと（認定事実(2)、乙2・3）からすれば、上記各記事による報道の目的が専ら公益を図ることにあったと認められる〉。

〈注〉これらの記事報道の目的は公益のためであったと認定されています。

(3)

ア　前記2(2)、(5)によれば、本件記事①及び同②は、被控訴人が、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、その懸念に基づいて、平成28年に続き、平成29年においても、東日本大震災復興応援企画から福島県産品の商品を意図的に外したとの事実を摘示しており、本件記事⑧及び同⑨は、被控訴人が福島県産品に対し、放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この誤解と偏見に基づき、意図的に福島県産の商品を除いたとの事実を摘示していると認められる。

イ　被控訴人の平成28年冬、平成29年夏及び同年冬のギフトカタログでは、いずれも福島県の生産品が取り扱われ、平成28年11月配布の商品カタログの東日本大震災復興応援企画においても、福島県の生産品が取り扱われており（認定事実(3)ア）、本件各記事が掲載された平成29年9月から同年10月までの時期において、被控訴人サイトにおいて、少なくとも平成29年夏ギフトカタログを閲覧することが可能であり、被控訴人が行った寄付等の東日本大震災復興支援活動や、東日本大震災復興応援企画として取り扱った福島県産の商品の販売実績等を閲覧することも可能であった（認定事実(3)イ）。

また、控訴人記者が、被控訴人においてカタログ作成等の業務全般を統括する西村に対して電話により取材し、福島を貶めるために行っているのかと尋ねたのに対し、西村は、そのような意図は一切なく、被控訴人サイトの本件カタログ以外の東日本大震災支援活動を見るよう要望するとも言われている。

そして、西村は、上記電話取材において、本件カタログの東日本大震災復興応援企画に掲載した後に受領した被控訴人の文書による回答（本件回答）では、東日本大震災後に取り扱った福島県産の商品について説明がされており（認定事実(4)エ(ア)）、この回答において、被控訴人が福島県産の商品に関して放射性物質による汚染を懸念していることを窺わせる記述があるとは認められない。

以上の事情からすれば、被控訴人が、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、あるいは放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この懸念、誤解や偏見に基づき、本件カタログの東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に外したとの事実が真実であると認めることはできない。

したがって、本件記事①及び同②並びに同⑧及び同⑨で摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったとはいえない。

〈注〉以上、第1・第2記事と第8・第9記事（社説）は真実であったとは言えない、と認定されました。私たちからの取材に対する回答を待たずに報道された最初の第1・第2記事と、一連報道をまとめるように社説で書かれた第8・第9記事がこのように認定されたことは、とても大きな意義があります。

ウ　前記イのとおり、本件各記事が掲載された頃において、被控訴人サイトにおいて、東日本大震災復興応援企画で福島県産の商品を取り扱っている平成29年夏ギフトカタログや、東日本大震災復興応援企画として取り扱った福島県産の商品の販売実績を閲覧することが可能であった。また、控訴人記者は、本件記事①及び同②を掲載する前に、西村に電話で取材しており、西村から、福島を貶める意図は一切ないと言われ、被控訴人サイトの本件カタログ以外の東日本大震災支援活動を見るよう要望するとも言われている。

そして、西村は、上記電話取材において、本件カタログの東日本大震災復興応援企画に掲載した後に受領した被控訴人の文書による回答（本件回答）では、東日本大震災後に取り扱った福島県産の商品について説明がされており（認定事実(4)エ(ア)）、この回答において、被控訴人が福島県産の商品に関して放射性物質による汚染を懸念していることを窺わせる記述があるとは認められない。

以上の事情からすれば、被控訴人が、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、あるいは放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この懸念、誤解や偏見に基づき、本件カタログの東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に外したとの事実が真実であると認めることはできない。

したがって、本件記事①及び同②並びに同⑧及び同⑨で摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったとはいえない。

〈注〉以上、第1・第2記事と第8・第9記事（社説）は真実であったとは言えない、と認定されました。私たちからの取材に対する回答を待たずに報道された最初の第1・第2記事と、一連報道をまとめるように社説で書かれた第8・第9記事がこのように認定されたことは、とても大きな意義があります。

エ　そして、その他、控訴人の主張を検討し、本件証拠を精査しても、被控訴人が、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、あるいは放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この懸念、誤解や偏見に基づき、本件カタログの東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に外したとの事実が真実であることが立証されているとはいえず、控訴人がこの事実を真実と誤信したことに相当の理由があるとも認められない。

記者の求める同年9月22日（同電話取材の翌日）までに回答するとの約束はできないと述べたが（認定事実(4)ア）、控訴人は、被控訴人の文書による回答を待つことなく、本件記事①及び同②を掲載した。

〈注〉もう一つの大切な事がらが認定されています。福島民友新聞社の取材が、杜撰であること、期日も伝え理事会で検討した回答を届けるとしたことを待たずに第1・第2記事が掲載されたことを批判している、と思います。

以上の事情からすれば、控訴人において、被控訴人が、被災3県のうち、岩手県産の商品は生産者との間に格別のつながりがないところでも商品として多数取り扱う一方、福島県産の商品はほとんど取り扱っておらず、少なくとも、被災3県のなかでも明確な差異を設けていて、これに被控訴人の意図が反映していることは明らかであり、被控訴人による東日本大震災復興応援企画における福島県産の商品に対する取扱いが、福島県排除であることにほかならないから、本件各記事は真実であると主張する。

しかし、被控訴人において、被災3県（福島県、宮城県及び岩手県）の商品のうち、福島県産の商品の取り扱いが最も少ないとしても、そのことをもって、被控訴人が福島県産品に対し、放射性物質による汚染の懸念を有していると推認することはできず、被控訴人が上記懸念を有していると控訴人が信じたことにつき相当の理由があるとも認められない。控訴人の主張は採用することができない。

エ　そして、その他、控訴人の主張を検討し、本件証拠を精査しても、被控訴人が、放射性物質による福島県産品の汚染に対する懸念を有し、あるいは放射性物質の汚染のおそれがあるとの誤解と偏見を有しており、この懸念、誤解や偏見に基づき、本件カタログの東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に外したとの事実が真実であることが立証されているとはいえず、控訴人がこの事実を真実と誤信したことに相当の理由があるとも認められない。

〈注〉この認定にも大きな意義があります。福島民友新聞社は、学者の意見書を添えて「福島県産品が載っていない・少ないということが福島県排除に他ならない」と控訴理由書で主張しました。そうした主張はおそろしいものです。そして、高裁は、そうした主張を認めませんでした。

以上、第1・第2記事、第8・第9記事は、公益目的ではあったが、真実ではなく、真実と信じるにたる理由もなかった、と認定されました。

(4)

前記2(4)によれば、本件記事⑥及び同⑦は、福島生協が被控訴人に抗議文を送付した事実及びその内容を摘示している記事であるところ、認定事実(4)カ及び証拠（甲10）によれば、これらの記事において摘示された事実は真実であると認められる。

したがって、本件記事⑥及び同⑦については、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったといえる。

〈注〉福島県生協連合会からの抗議があったのは真実なので、それを報じた記事は違法ではない、と認定されました。

4. 争点3：損害の発生及びその額について

〈注〉以上までを踏まえて、福島民友新聞社がグリーンコープに対して支払うべき損害賠償額が認定されます。第1審判決が変更され、以下のような認定となりました。

争点1及び争点2に関する判断によれば、控訴人が本件記事①及び同②並びに同⑧及び同⑨を掲載したことは、被控訴人に対する名誉毀損の不法行為となると認められる。

上記各記事の掲載については、短期間のうちに2回にわたって被控訴人の社会的評価を低下させる内容の記事が本件新聞及び控訴人サイトに掲載されたということができる。他方、本件

記事③から同⑦まで及び同⑩は被控訴人に対する名誉毀損の不法行為となるとは認められない。また、本件記事①及び同②の内容並びに認定事実によれば、控訴人が本件各記事を掲載した背景には、被控訴人自身も不適切な表現を用いたと謝罪をした東北5県事件があると認められる。そして、本件記事①及び同②並びに同⑧及び同⑨が掲載されたことによって被控訴人の業務に支障が生じたとか、被控訴人の組合員が減少したとの事実は認められない。

以上の各事情、その他本件で認められる一切の事情を考慮すると、本件記事①及び同②並びに同⑧及び同⑨によって被控訴人が被った無形の損害を賠償するための金員を80万円と認めるのが相当である。

〈注〉以上、第1審判決での110万円（100万円＋弁護士費用分10万円）の賠償額が、88万円（80万円＋弁護士費用分8万円）と変更されました。名誉毀損対象の記事は第1審では10件とされていましたが、この控訴審では4件とされました。しかし、単純な件数比例ということではなく、根本の、違法な名誉毀損に対してどの程度の損害賠償を命じるかという判断によるものと思われます。

以上